

2 鴻巣市はつらつ生活支援サービスの実施に係る留意事項

鴻巣市はつらつ生活支援サービス（1月当たり）

- 1 事業実施に当たっては、鴻巣市はつらつ生活支援サービスの事業の人員、設備及び運営並びにはつらつ生活支援サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成28年鴻巣市告示第321号）により、その他定めのない事項については介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イに規定するに規定する介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する旧介護予防訪問介護の基準及び介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）等により実施するものとする。
- 2 提供するサービスの範囲は、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）別紙における「1 身体介護」を除く「2 家事援助」とする。なお指定訪問介護事業所の事業運営の取扱い等について（平成12年11月16日老振第76号中、「2 保険給付として不適切な事例への対応について」を参照し同様に扱うものとする。
- 3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。
- 4 利用者が一の訪問型サービス事業所において訪問型サービスを受けている間は、当該訪問型サービス事業所以外の訪問型サービス事業所が訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。
- 5 同一建物減算については、区分支給限度基準額の算定に当たっては、当該減算前の単位数を算入する。また、同一建物減算は支給限度額管理の対象としない。
- 6 介護職員処遇改善加算については、所定単位は算定した単位数の合計単位数とし、支給限度額管理の対象としない。
- 7 1月に5週ある月については、5週目にもサービスを提供するものとする。
- 8 事業対象者に訪問型独自サービス費（13）を適用できる場合は、退院直後で集中的に当該サービスを利用することが自立支援につながると認められる場合等とする。